

条 例

〔改訂 平成22年1月〕

都道府県や市町村の議会が、多数決の議決によって制定する自主法の一つが条例である。都道府県や市町村にとっては、衆議院と参議院の両院の可決を経て成立、制定される国の法律に当たるものである。

憲法は、第8章で地方自治について一つの章を設け、地方自治を制度的に保障しており、第94条で「地方公共団体は……、法律の範囲内で条例を制定することができる」と、都道府県や市町村に条例の制定権を認めている。

都道府県や市町村が自主的に、独自に法規を制定することのできる権利が自治立法権である。この自治立法権に基づいてつくられる法規的な決まり、つまり条例や規則などが、その都道府県や市町村の自主法である。条例は、都道府県議会や市町村議会で、出席議員の半分以上の賛成が必要、と議会の議決が制定の要件とされているのが、規則とは違う点である。

〔制度のあらまし〕

条例を定めることができる範囲は「法令に違反しない限りにおいて」都道府県や市町村が自分自身でやれる仕事の全部である。

具体的には都道府県や市町村のそれ自身の仕事である自治事務や、本来は国の仕事だが、都道府県では国、市町村では国と都道府県からまかされた仕事を、自治体が国に代わって処理する法定受託事務のすべてである。ここでいう法令に違反しない限りにおいて、という法令には法律はもちろんのこと、国の行政機関が作る命令なども含まれている。この命令には、内閣が定める政令、内閣総理大臣が定める内閣府令、各省の大臣が定める省令、各委員会・各庁の長官が定める規則などがある。

特に、住民に義務を課したり、住民の権利を制限したりする規制や制限

などの“権力の行使”を伴うしごとをするときは、法令に特に定めのある場合を除いては必ず、条例を制定しなければならない。

たとえば、農林畜水産物などの検査条例やふぐ取扱い条例等、騒音防止やばい煙防止などの公害対策条例、琵琶湖などの富栄養化防止条例、青少年保護条例、デモや集会規制の公安条例一などがそうである。これらの“権力”をともなう行政事務の仕事は、戦前はほとんど国のしごとだったが、戦後は、新地方自治制度のスタートで、都道府県や市町村のしごとが飛躍的に増え、条例で定めることのできる範囲が広がった。

条例には、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例に違反した者にたいしては、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料、又は没収の刑を科するほか、行政秩序を乱した場合、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。これは都道府県や市町村の議会の議決に基づいて制定されるので、法律に準ずるものとされているからである。

条例の制定や改廃は、議会の過半数の多数を得た議決によって成立するが、特別の要件が満たされる場合は、知事や市町村長の専決処分も認められている。条例案を議会に提案するのは、知事や市町村長からでも、議会の議員からでも、どちらからでもよい。ただ、知事や市町村長は、議会に提案する条例案が新たに予算を必要とするものであるときは、予算措置が的確にとられるという見込みが出てくるまでは、その条例案を議会に提出できないことになっている。

都道府県や市町村の議会で、条例案が議決されたら、議長は議決の翌日から3日以内に知事や市町村長に送付する。知事や市町村長は、それを受けとった日から20日以内に公報や掲示場などで公布しなければならない。

〔課題〕

自治事務は、全国画一ではなく、その都道府県や市町村が自主的に独自の条例を制定できるので、地域の特性を生かしたり、地域住民の意思を反

映させやすい。ただ法定受託事務の場合は、国が適正な処理を求めて、実施方法を法令と処理基準などで細かく決めているので、その分だけ、条例を制定できる範囲が狭くなっている。

地方分権推進一括法が施行された2000年（平成12年）4月までは、地方自治体は、機関委任事務については条例を制定できず各種の手数料や基準については規則で規定していた。しかし機関委任事務の廃止に伴って手数料等は条例で規定することになった。

2007年（平成19年）4月に新発足した地方分権改革推進委員会は、同5月30日にまとめた分権改革推進の基本的な考え方の中で、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に備えた地方政府を確立する必要があるとし、調査審議の柱の一つとして、地方自治体が処理する事務について企画立案から管理執行に至るまで地方自治体が責任を持つことができるように見直し、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大をする方針を打ち出している。